

保育所入所基準

心身ともに健康で集団保育が可能な児童であるが、保護者が仕事や病気等の理由で、児童を家庭で保育できない場合。

保護者の状況

- 居宅外就労
- 居宅内就労
- 出産
- 傷病・障害
- 看(介)護
- 災害
- 特例(求職活動中・就学又は技能修得等・別居している親族の看(介)護)

※上記のほか、明らかに保育に欠けると認められる場合
◆上記に該当しない人は一時保育をご利用下さい。



乳児保育

満期出産(40週)+57日目から受入

病児・病後児保育 (体調不良時型)

保育園で病気が発生した場合、最長午後5時30分まで保育します。

利用方法・年間登録

- 毎週月曜日から金曜日まで
(土曜日はなし)

対象	在園児であること
対象となる病状	感冒・感冒様症候群(発熱、下痢、嘔吐、咳嗽、喘鳴等)
保育時間	登園後から午後5時30分まで
利用料金	登録料はなし

食物アレルギー児の受け入れ

1. 医師の診断と指示に基づいて行ないます。
(診断書の提出)
2. 医師の診断書によらない、予防のための対応はしません。
3. 医師の継続的診断(検査)を受けて下さい。
4. 代替・除去食に関しては、園側で検討致します。

障がいのある子どもたちの受け入れについて

たくさんの友達と一緒にすごすなかで、さまざまな経験をし、ひとつずつ自分の力でできることをふやしていくことを目標にし、統合保育という形で、ハンディのある子どもたちをうけ入れています。(ただし医療行為を伴わない場合)

手続き

府中市子ども家庭部保育支援課に申し込み
※通常より早い時期にメ切られますので御注意下さい。